

答申第 84 号  
平成 20 年 7 月 10 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会  
会長 山下 淳

### 収集の制限の例外等について（答申）

平成 20 年 6 月 16 日付け諮問第 30 号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、収集の制限の例外並びに利用及び提供の制限の例外について適當と認める理由等は、下記のとおりです。

#### 記

##### 適當と認める理由等

###### 1 個人情報取扱事務の概要等

県では、障害者基本法第 9 条第 2 項により策定が義務付けられている「都道府県障害者計画」を「“すこやかひょうご”障害者福祉プラン」として平成 7 年に策定し、人権尊重の視点に立って、障害者施策の一層の充実に向けて、計画的に推進が図られてきたところです。このプランは、平成 7 年の策定以降、社会情勢の変化を踏まえ、原則 5 年ごとに見直しがなされています。

当審議会は、平成 11 年 3 月 19 日付け答申第 25 号及び第 26 号並びに平成 16 年 4 月 24 日付け答申第 57 号及び第 58 号により、平成 11 年度及び平成 16 年度に同プランを見直すに際し、それぞれ「兵庫県障害者（児）調査」を実施することは、県内の障害者の障害の程度や生活実態を把握して同プランに反映させ、もって充実した障害者施策を推進する上で有効な手段であると認め、収集の制限（本人収集の原則、センシティブ情報の収集禁止）の例外並びに利用及び提供の制限の例外を認めたところです。

このたびの調査（以下「本件調査」という。）は、障害者自立支援法の施行や障害のある方を取り巻く環境の変化を踏まえて、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて同プランを見直すために実施するものですが、過去 2 回の調査と同様に、本件調査も有意義なものであると認められます。なお、このような調査は、本県を含め 38 都道府県においても実施されているところです。

###### 2 収集の制限（本人収集の原則）の例外について

本件調査は、過去2回の調査と同様に、無記名式で実施し、原則として個人が特定できないように配慮されていますが、回答内容に含まれる調査対象者の属性情報の組み合わせによっては特定の個人が識別される場合があると考えられるため、調査票の回答内容は個人情報に該当します。また、本件調査に対する回答は、本人又は本人から選ばれた家族等が本人の意見を確認しながら回答するよう記入上のお願いがなされていますが、障害の程度や年齢によっては、当該記入上のお願いにかかわらず、家族等が本人に代わって回答する場合があると考えられます。

しかしながら、本件調査は、身体障害者（児）及び知的障害者（児）については身体障害者手帳及び療育手帳の所持者の中から無作為抽出の方法により、また、精神障害者（在宅・入院）については医療機関に協力を依頼して調査可能な方を選出してもらう方法により調査対象者を選定することにしているため、家族等から個人情報を収集することになる場合が生じるのはやむを得ないと認められます。

### 3 収集の制限（センシティブ情報の収集禁止）の例外について

本件調査を行うに当たっては、過去2回の調査と同様に、身体障害者（児）知的障害者（児）及び精神障害者の病歴その他の個人の特質を規定する身体に関する個人情報等いわゆるセンシティブ情報を収集することになりますが、本件調査の性質上、同情報を収集することはやむを得ないものと認められます。

### 4 利用・提供の制限の例外について

本件調査は、過去2回の調査と同様に、身体障害者（児）知的障害者（児）については、県内に在住する身体障害者手帳及び療育手帳の所持者の中から調査対象者を無作為に抽出し、本人あてに調査票を郵送して（神戸市及び姫路市においては、同市が調査対象者の選定と調査票の送付を行います。）記入後に本人から直接県に返送を求めるにしていますが、本人あての調査票を家族等が受け取って記入する場合があると考えられ、その場合には、実質的には、本人以外の家族等に個人情報を提供することになります。

しかしながら、上記の調査方法をとる以上、家族等に対して、本人の個人情報を提供することになる場合が生じることはやむを得ないと認められます。

### 5 個人情報保護措置について

本件調査は、障害者（児）の障害の程度等に係る個人情報を収集するものですが、調査の実施方法については、本人の自由な意思により調査協力を求めるものであること、閉鎖病棟に入院している精神障害者に係る調査票を病院の医師等が投函するときは、本人に封緘させ、確実に投函すること、調査対象者の住所氏名及び回収した調査票は厳重に管理し、不要になった段階で確実に廃棄すること、本件調査票の入力に係る業務の委託先については、個人情報の保護について十分な体制がとられている事業者を選定し、委託業務の執行に当たっても個人情報を厳重に管

理し、委託終了後、使用した個人情報はすべて県に提出すること、委託先が個人情報の安全確保の措置を確實に講じるよう適切な指導、監督等を行うことなど、個人情報の安全確保の措置が講じられることとなっています。

## 6 今後の同様の調査について

「“すこやかひょうご”障害者福祉プラン」は5年ごとに見直しを図ることとされており、今後も本件調査と同様の調査が行われます。今後の調査に際しては、調査対象者の属性、調査対象項目、個人情報の収集及び提供の相手方その他の重要事項について変更が生じ、これまでの答申で示した考え方によっては対処しえないこととなる場合に、改めて諮詢を要することとします。